# 建築物に係る省エネルギー判断基準の改正について

# 1 建築物に係る省エネルギー基準(告示)改正の基本方針

#### (1) 改正省エネ法の概要

省エネルギー法改正に伴い、これまで床面積 2,000m²以上の建築物に必要であった省エネ措置の所管行政庁への届出義務については、2,000m² 未満の中小規模の建築物についても同様の手続きが必要となり、省エネ措置の所管行政庁への届出義務の対象となる範囲が拡大される。

## (2) 省エネ基準の見直しの方向性

今般、中小規模の建築物を届出等義務の対象に追加するにあたり、<u>中小規模</u> の建築物の建築主の能力・資力等や届出書等を受理する特定行政庁の事務の増加を勘案して、過度な負担を強いることにならないよう配慮が必要である。

このため、今般、建築物の建築主が適確に対応できるよう、また、届出等事務が円滑に実施されるよう、2,000m<sup>2</sup> 未満の中小規模の建築物について、<u>要求性能をできる限り変えることなく、従来の省エネルギー基準よりも簡便な省エネルギー基準を設定する必要がある。</u>

# 2 省エネルギーの基準(告示)改正の概要

## (1) 現行制度

## ① 評価項目

現行制度の評価対象項目については、次の6つが設定されている。

- 1) 建築物の外皮、窓等を通しての熱の損失の防止
- 2) 空気調和設備
- 3) 空気調和設備以外の機械換気設備
- 4) 照明設備
- 5) 給湯設備
- 6) 昇降機

#### ② 評価基準

現行制度の評価基準について、次の2つが設定されている。

#### 1) PAL/CEC(性能基準)

PALとは、建築物の外壁、窓などからの熱損失の防止性能を評価するもの。 PAL=屋内周囲空間の年間熱負荷/屋内周囲空間の床面積の合計

CEC とは、建築物に設ける建築設備に係るエネルギーの効率的利用性能を評価するもの。

空調・給湯:CEC=年間消費エネルギー/年間仮想負荷

機械換気・照明・昇降機:CEC=年間消費エネルギー/年間仮想消費エネルギー

#### 2) ポイント法(仕様基準)

床面積 5000m<sup>2</sup> 以下の建築物を対象として、熱損失の防止及びそれぞれの設

備において評価項目ごとに、省エネルギーに係る措置状況に応じて一定の点数を与え、点数の合計が100以上の場合は、省エネルギー措置の性能基準レベルを達成しているとしている。省エネルギー性能の評価精度はPAL/CECに劣るが、評価方法が比較的簡単である。平成14年6月の省エネ法改正による2000㎡以上の建築物の省エネルギー措置に関する届出義務化に伴い平成15年2月に創設された。

## (2) 改正の概要

# ① 簡易なポイント法

今回、届出義務の対象が拡大される 2,000m²未満の中小規模の建築物を対象 として、現行のポイント法よりもさらに簡易に評価できるポイント法を整備する。

## ② 簡易なポイント法の概要

## 1) 建築物の外皮、窓等を通しての熱の損失の防止(別紙1参照)

ポイント法においては、建築物の配置計画及び平面計画、外壁及び屋根の断熱性能、窓の断熱性能及び窓の日射遮蔽性能の観点から、省エネ性能を評価している。

簡易なポイント法においては、建築物の配置計画及び平面計画について、例えば、<u>小規模な建築物の方位や形状等については</u>、敷地の制約から決まる場合が多いこと等から基準の実効性の確保の観点から省略することとする。

さらに、窓の断熱性能及び窓の日射遮蔽性能については、例えば<u>窓の断熱性能及び窓の日射遮蔽性能に係る省エネ措置状況</u>を判断するために<u>計算を要し</u>ていたものについては計算をせずに判断できるように簡易化することとする。

#### 2) 空気調和設備(別紙2参照)

ポイント法において、外気負荷軽減、室外機の設置場所及び当該室外機から 室内機までの配管長さ及び熱源機器の効率の観点から、省エネ性能を評価して いる。

簡易なポイント法においては、これらの項目の細目のうち、例えば、<u>外気負荷軽減の省エネ措置の状況</u>に係る点数の把握のために全導入外気量の計算を要していたものについては空調対象面積で計算することにして<u>計算を簡易化</u>することとする。

また、例えば、室外機から<u>室内機までの配管長さに係る細目</u>について、<u>中小</u>規模の建築物においては配管が比較的短い場合が多いといった省エネ特性を <u>踏まえ省略</u>することとする。

#### 3) 空気調和設備以外の機械換気設備(別紙3参照)

ポイント法においては、制御方法、高効率三相かご型誘導電動機を採用しているかどうか及び機械換気設備の種別の観点から省エネ性能を評価している。中小建築物に設置された機械換気設備については、現行のポイント法が既に相当程度簡易であること等から、簡易なポイント法において本評価項目の判断

基準を定めないこととする。

## 4) 照明設備(別紙4参照)

ポイント法においては、照明器具の照明効率、照明設備の制御方法、照明設備の配置、照度の設定並びに室等の形状及び内装仕上げの選定の観点から省エネ性能を評価している。

簡易なポイント法においては、照明設備の配置、照度の設定並びに室等の形状及び内装仕上げの選定の項目の細目のうち、例えば、<u>中小規模の建築物の室等の形状等については、省エネ効果に与える影響が小さいことから省略</u>することとする。

## 5) 給湯設備(別紙5参照)

ポイント法においては、配管設備計画、給湯設備の制御の方法、熱源機器の 効率、太陽を熱源として利用した場合及び給水を予熱した場合の観点から省エ ネ性能を評価している。

簡易なポイント法においては、これらの項目の細目のうち、例えば、<u>太陽を熱源として利用した場合及び給水を予熱した場合の省エネ措置の状況</u>を判断するために計算を要していたものについては<u>計算をせずに判断できるよう簡</u>易化する。

また、例えば、<u>中小規模の建築物の給湯設備の制御方法の各細目</u>については、 細目を設けるほど省エネ効果に差はないことから、これらの細目の一部を統合 することとする。

#### 6) 昇降機(別紙6参照)

ポイント法においては、制御方式及び設置台数の観点から、省エネ性能について評価をしている。

中小建築物に設置された昇降機については、<u>現行のポイント法が既に相当程度簡易であること等</u>から簡易なポイント法において本評価項目の判断基準を定めないこととする。

#### ③ その他

## 1) 現行の PAL 及びポイント法の見直し

簡易なポイント法の整備にあたり、<u>新たな技術的知見を踏まえ、評価基準の適正化の観点から</u>、現行制度の評価基準である PAL 及びポイント法の 一部の係数等について見直しを行うこととする。

# 2) 機械換気設備等に係る評価項目の簡素化

機械換気設備、給湯設備及び昇降機の設備については、一般的に<u>建築物</u>全体に占めるエネルギー消費量が小さいことから、<u>評価項目を省エネ効果</u>に与える影響の大きい設備に限定し、一定の性能以下のもの(例えば、機械換気設備については定格出力の合計)は、評価基準外とすることとする。

(1)建築物 <i>0</i>	)配置計画及び平面に関する評価点 :	ポイント法	
項目	措置状況	点数	
建築物	南又は北 (アスペクト比が3/4未満の物に限る)	6	
の 主方位	東又は西 (アスペクト比が3/4未満の物に限る)	0	
	上記に掲げるもの以外	3	
	アスペクト比が3/4以上 (ダブルコアのものに限る)	8	
建築物	アスペクト比が3/4以上 (ダブルコアのものを除く)	5	
選案物   の   形状	アスペクト比が3/8 以上3/4未満	4	
751人	アスペクト比が3/8未満 (ダブルコアのものに限る)	3	
	アスペクト比が3/8未満 (ダブルコアのものを除く)	0	
コアの	ダブルコア	12	
配置	建築物の1つの側面のみにコアを配置	6	
比坦	上記に掲げるもの以外	0	
建築物の	3. 5メートル未満	4	
建築物の   平均階高			
一个均怕同	4 = 1   1   1   1   1		

	簡易を	ポイント法 元 点数
項目	措置状況	元 点数
$\setminus$		/
		/
		/
		/
		/
		/
\ \	,	/
`	\ /	
	\ /	
	\ /	
	Χ	
	/\	
	/ \	
/	\	\
		\
/		
/		\
/		\
/		\
<u> </u>	簡易7	<b>\</b> ピイント法

地域	項目	措置状況	点数
40		厚さが20ミリメートル以上の吹付け硬質ウレタン フォーム断熱材その他これに相当する断熱性能 を有する断熱材を使用	30
	外壁	厚さが15ミリメートル以上20ミリメートル未満の 吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材その他これ に相当する断熱性能を有する断熱材を使用	30 15 0 20 10
一般 地域		上記に掲げるもの以外	0
1613	屋根	厚さが50ミリメートル以上のポリスチレンフォーム板その他これに相当する断熱性能を有する断熱材を使用又は屋根の面積の40パーセント以上にあたる屋上の部分に緑化施設を整備	20 10 0
	庄似	厚さが25ミリメートル以上50ミリメートル未満のポリスチレンフォーム板その他これに相当する断熱性能を有する断熱がを使用	. •
		上記に掲げるもの以外	0
		厚さが40ミリメートル以上の吹付け硬質ウレタン フォーム断熱材その他これに相当する断熱性能 を有する断熱材を使用	20
	外壁	厚さが20ミリメートル以上40ミリメートル未満の 吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材その他これ に相当する断熱性能を有する断熱材を使用	
寒冷 地域		上記に掲げもの以外	0
地球	厚さが100ミリメートル以上のポリスチレンフォーム板その他これに相当する断熱性能を有する断熱材を使用又は屋根の面積の40パーセント以上にあたる屋上の部分に緑化施設を整備		10
	<b>在</b> 版	厚さが50ミリメートル以上100ミリメートル未満のポリスチレンフォーム板その他これに相当する断熱性能を有する断熱材を使用	5
		上記に掲げるもの以外	0

/		\
	簡易ポイ	ント法
外壁断熱	窓面積率	点数
一般地域	厚さが20mm以上 の吹き付け硬質ウ レタンフォーム断 熱材等を使用	65
(東京)	厚さが15mm以上 20mm未満の吹 付け硬質ウレタン フォーム断熱材等 を使用	55
	上記以外	0
	厚さが40mm以上 の吹付け硬質ウレ タンフォーム断熱 材等を使用	50
寒冷地域 (札幌)	厚さが20mm以上 40mm未満の吹 付け硬質ウレタン フォーム断熱材等 を使用	35
	上記以外	0

(3)窓の断熱	性能に関する評価点	ポイント法	一般地域	簡易ポイ	ント法
地域	措置状況	点数	因子	措置状況	点数
	総合窓熱貫流率が0.75未満	30		~20	40
	心日总然其加平2.0.75个间	30	窓面積率	20~40	25
	総合窓熱貫流率が0.75以上1.00未	<b>満</b> 25	[%]		
				40~	0
	総合窓熱貫流率が1.00以上1.25未	茜 20		低放射複層	35
ήΠ.	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		ガラス種類	複層ガラス	30
一般 地域	総合窓熱貫流率が1. 25以上1. 50未	茜 15		Lanna	0
地块			寒冷地域	<u>上記以外</u> 簡易ポイ	
	総合窓熱熱貫流率が1. 50以上2. 00未	:満   10	因子	措置状況	点数
	to A			~20	25
	総合窓熱貫流率が2.00以上2.50未	茜   5	窓面積率		
	<b>你人应</b>		[%]	20~40	20
	総合窓熱貫流率が2. 50以上	0		40~	0
	総合窓熱貫流率が0.25未満	90		低放射複層	15
	心口心然更加干涉。20个啊	- 30	ガラス種類		10
	総合窓熱貫流率が0.25以上0.50未	茜 75		上記以外	0
	10 H 10 M 200   10 0	, ,			
	総合窓熱貫流率が0. 50以上0. 75未満	苘 60	暑熱地域	簡易ポイ	
寒冷			因子	措置状況 ~20	<u>点数</u> 50
地域	総合窓熱貫流率が0.75以上1.00未	茜 45	窓面積率	~20	50
1643	(n A			20~40	35
	総合窓熱貫流率が1.00以上1.25未	貫流率が1.00以上1.25未満   30	[ [ ,0]	40~	0
	// A rh +		1		
	総合窓熱貫流率が1.25以上1.50未	茜   15	T. 一 → 1手 *1	高性能熱反	20
	総合窓熱貫流率が1. 50以上	0	ガラス種類	熱反ガラス	10
		,		上記以外	0
	遮蔽性能に関する評価点	ポイント法		簡易ポイ	
地域	措置状況	点数	地域	庇(出寸法)	点数
	総合窓日射侵入率が0.05未満	90			
	総合窓日射侵入率が0.05以上0.10未			4 6 1911	
一般	総合窓日射侵入率が0.10以上0.15未		.	1. 0m以上	20
地域	総合窓日射侵入率が0.15以上0.20未 総合窓日射侵入率が0.20以上0.25未		<b> </b>		
	総合窓日射侵入率が0.20以上0.25末 総合窓日射侵入率が0.25以上0.30未		1		
	総合窓日射侵入率が0. 23以上0. 30以上	0 (列刷 1.2	1		
	総合窓日射侵入率が0.05未満	50	1		
寒冷	総合窓日射侵入率が0.05以上0.30未		暑熱地域	0. 5~	15
地域	総合窓日射侵入率が0.30	0		1. 0m	
	総合窓日射侵入率が0.025未満	170	1 [		
	総合窓日射侵入率が0.025以上0.055		] [		
暑熱	総合窓日射侵入率が0.05以上0.10未		] [		
者 地域	総合窓日射侵入率が0. 10以上0. 15未		] [		
上巴邦	総合窓日射侵入率が0. 15以上0. 20未	···•	] [	0. 5m未満	0
	総合窓日射侵入率が0. 20以上0. 25未	:満 25	] [		
	総合窓日射侵入率が0. 25以上	0	1 1		

2) 空気調和設備 (別紙2)

ポイント法

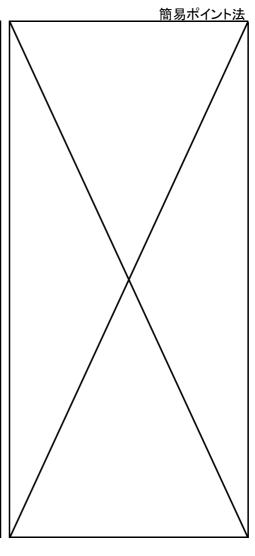
項	目	措置状況	点数
(1) 外気荷 の軽	光源	建築物の全取入外気量の90パーセント以上に対して、熱交換効率が70パーセント以上の全熱交換器及びバイパス制御を採用	2K <sub>1</sub>
	の種 類	建築物の全取入外気量の50パーセント 以上に対して、熱交換効率が50パーセン ト以上の全熱交換器を採用	K <sub>1</sub>
減に関す		上記に掲げるもの以外	0
る評価点	予 時 の 気 り	外気の取入れを停止することにより、予熱時における取入れ外気量を定常時における取り入れ外気量の50パーセント未満	K <sub>2</sub>
	入れ	上記に掲げるもの以外	0
(室機設場及当室機ら外まの管の))外の置所び該外か室機で配長長	PAC はPF G(マル式) PAC はPF AC はPF (マルく)	室外機の設置場所が室内機の設置場所よりも高い場合において、配管長さが30メートルを超えるもの 室外機の設置場所が室内機の設置場所よりも低い場合において、配管長さが35メートルを超えるもの 室外機の設置場所が室内機の設置場所よりも高い場合において、室外機と室内機の高低差に配管長を加えた値が35メートルを超えるもの 室外機の設置場所が室内機の設置場所よりも低い場合において、室外機の設置場所が室内機の設置場所が広、室外機と室内機の高低差に2を乗じて得た値に、配管長を加えた値が30メートルを超えるもの	K <sub>3</sub>
5		上記に掲げるもの以外	0
		すべての空気調和設備の冷房能力の70 パーセント以上に対して、冷暖房平均CO Pが1.25以上の熱源機器を採用	60
関する	熟源に る評価 点	すべての空気調和設備の冷房能力の70 パーセント以上に対して、冷暖房平均CO Pが1.15以上の熱源機器を採用	40
,	m.	すべての空気調和設備の冷房能力の70 パーセント以上に対して、冷暖房平均CO Pが1.00以上の熱源機器を採用	20
		上記に掲げるもの以外	0

空調対象面積の50パーセント以上に全熱交換器を採用 (1) の気 空調対象面積の50パーセ	i数 J₁		
ント以上に全熱交換器を採 用 (1) の気 空調対象面積の50パーセ	$J_1$		
<sub>                                      </sub>			
´゚ ヰ  ` ハい トに 仝 釼 で 拗 哭 を 価	J <sub>2</sub>		
	0		
	>		
る評価点	_		
	$\overrightarrow{}$		
l X			
\	\		
<u>/</u>			
平均COP1. 25以上	60		
(-) #4 NT			
(2)熱源   平均COP1, 00以上   2	20		
-	-0		
│ 評価点			
上記に掲げるもの以外	0		

# 3) 空気調和設備以外の機械換気設備

(別紙3)

ポイント法			
項目	措置状況	点数	
制御方法	濃度制御を駐車場に対して採用又は在室検知制御、温度感知制御、照明連動制御若しくはタイムスケジュール制御を駐車場以外の機械換気設備を設ける室の(空気調和を行わない室に限る。以下この表において同じ)の数の2/3以上に対して採用	40	
	濃度制御を駐車場の合計面積の1/2以上に対して採用又は在室検知制御、温度感知制御、照明連動制御若しくはタイムスケジュール制御を駐車場以外の機械換気設備を設ける室の数の1/3以上に	20	
	上記に掲げるもの以外	0	
	電動機の2/3以上	40	
高効率三相か ご型誘導電動 機を採用してい	電動機の 1/3以上 2/3未満	20	
る場合	電動機の1/3未満	0	
給気機及び排 気機による換 気	駐車場の合計面積の1/2以下に対して採用又は機械換気設備を設ける室のすべてに対して不採用	10	
^\	上記に掲げるもの以外	0	



4) 照明設備 (別紙4)

ポイ

措置状況

コンパクト型の蛍光ランプ、メタルハラ イドランプ又は高圧ナトリウムランプ

を採用

上記に掲げるもの以外

LED型ランプを採用

0.

0.

7種類の制御方法のうち3種類以上

を採用

7種類の制御方法のうち1種類又は

2種類を採用

上記に掲げるもの以外

事務室に供する照明区画の面 積の9割以上に対してTAL方

式を採用

事務室の用途に供する照明区

画の面積に対して5割以上9

割未満に対してTAL方式を採

用

上記に掲げるもの以外

室指数が5. 0以上

室指数が2.0以上5.0未満 上記に掲げるもの以外

天井面の反射率が70パーセ

ント以上、かつ、壁面の反射率

が50パーセント以上、かつ、

床面の反射率が10パーセント

以上

天井面の反射率が70パーセ

ント以上、かつ、壁面の反射率

が30パーセント以上、50パー

セント未満かつ、床面の反射 率が10パーセント以上 上記に掲げるもの以外

加算

総合効率が100ル

メン/ワット以上を採

用

総合効率が90ルー

メン/ワット以上100

ルーメン/ワット未満

のものを採用

0. 9以上

0.8以上0.9未満

0.8未満

0.75以上

0. 6未満

0.6以上

0.5未満

上記に掲げるもの以外

6以上0.75未満

5以上0.6未満

項目

光源

の種

類

照明

器具

の器

具効

率

照明

設備

の配

置、

照度

室等

の形

状

内装

仕上

げの

選定

(1)

照明

器具 の照

明効

淧

(2)

照明

設備

の制

御方

法

(3)

照明

設備

の配

置、

照度

の設

定並

びに

室等

の形

状及

び内

装仕

上げ

の選

定

蛍光ラ

ンプ(コ

ンパクト

型の蛍

光ラン

プを除

<)

下面解

放器具

ルーバー

付器具

下面力

バー付

器具

<u>小法</u> 点数 12	項
6	
6	(
6 0 12 6	既器の明
0 12 6 0 12	
6 0 0	(
11	照認の
0	往
22	(
11	既認の
0	置既
12	σ.
6 0	埞
12	ひ室の状ひ
6	装上の
0	

	簡易ポイ	ント法
項目	簡易ポイ 措置状況	点数
	蛍光ラ ンプ(コ ンパクト 高周波点灯専用型で あるもの	12
	型の蛍 光ラン 上記に掲げるもの以 プを除 外 く)	0
(1) 照明	コンパクト型蛍光ランプ、メタルハイド型ラ ンプ又は高圧ナトリウムランプを採用	6
器具	LED型ランプを採用	6
の照	上記に掲げるもの以外	0
明効		
率		
	$\times$	
(2) 照明	7種類の制御方法のうち2種類 以上を採用	22
設備 の制	7種類の制御方法のうち1種類 を採用	11
御方 法	上記に掲げるもの以外	0
(3)	事務室に供する照明区画の面 積の9割以上に対してTAL方 式を採用	22
の照備配、	事務室に供する照明区画の面 積の5割以上9割未満に対して TAL方式を採用	11
照度	上記に掲げるもの以外	0
の設		
定並		
びに		$\rightarrow$
室等		
の形		
状及 び内		
装仕		
上げ	$\times$	
の選		
定		
		80

80

#### 5) 給湯設備 (別紙5)

		ポイ	ント法		簡易ポイ	
	項目	措置状況	点数	項目	措置状況	点数
		すべてについて保温仕様1を採用	30		すべてについて保温仕様1 又は保温仕様2を施してい	20
	循環配管の保	すべてについて保温仕様1又は保温仕様2を採用	20		又は保温11棟2を施している	20
	温温	すべてについて保温仕様1、保温仕様2又は保温仕様	10		すべてについて保温仕様	
	/Ш	3を採用	10		1、保温仕様2又は保温仕	10
		上記に掲げるもの以外	0		様3を採用	
	循環配管に係	バルブ及びフランジの全数を保温	10		一次配管に保温仕様1又	4
	るバルブ及びフ	バルブ及びフランジの半数以上を保温	5		は保温仕様2を施している	
	ランジの保温	上記に掲げるもの以外	0		15 TO 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	
		すべてについて保温仕様1を採用	6		一次配管に保温仕様1、保 温仕様2又は保温仕様3を	2
	一次配管の保	すべてについて保温仕様1又は保温仕様2を採用	4		採用	_
	の配置の体温	すべてについて保温仕様1、保温仕様2又は保温仕様	2			
(1)		3を採用		(1)	循環配管もしくは一次配管	
配管		上記に掲げるもの以外	0	TT 44	/-=凡/+ Z バル ブ ひがつニヽ.	_
設備	一時側配管の バルブ及びフラ	バルブ及びフランジの全数を保温	2	設備	に設けるバルノ及びフラフジに保温仕様3以上の保温 を施している	2
計画	ンジの保温	上記に掲げるもの以外	0	計画	を施している	
	ファの水温	すべてについて空気調和を行う室又は当該室に囲ま	-			
		れた空間に設置し、経路を最短化、かつ、管径を最小	3			
		107. 上間に設置し、性路を取及し、2000、自住を取り、 化	٦		(千世末) 佐 ひょく ・ かんりまり 佐	
	循環配管の経	でででは、   では、   に関す に関す			循環配管及び一次側配管 の経路長及び管径は最小	2
	路及び管径	れた空間に設置	2		としている	
		すべてについて経路を最短化、かつ、管径を最小化	1			
		上記に掲げるもの以外	0			
	先止まり配管の	すべてについて経路を最短化、かつ、管径を最小化	1		先止まり配管の経路長及	4
	経路及び管径	上記に掲げるもの以外	0		び管径は最小としている	1
	一時側配管の	すべてについて空気調和を行う室又は当該室に囲ま	1			
	―時側配官の 経路	れた空間に設置	<u>'</u>			
	小工业日	上記に掲げるもの以外	0			
	–	給湯負荷に応じて流量制御又は台数制御を採用	2		循環ポンプについては、給	
	循環ポンプの制	給湯負荷に応じて給湯循環を停止させる制御の方法	1		湯負荷に応じた流量制御ま	2
(2)	御方法	を採用		(2)	たは台数制御、発停運転などの制御方式を採用	_
給湯		上記に掲げるもの以外	0	<b>給湯</b>	この前脚刀式を採用	
設備の制	> < > 13 His 45 % O Peri	共用部の洗面所給水栓数の80パーセント以上に対し	<b>※</b> 1	設備の制	共用部の洗面所の給水栓	_
御方	121 小日27 (1五 65 小)	<u>て、自動給水栓を採用</u> 上記に掲げるもの以外	0	御方	には、自動給水栓を採用	2
法	121-4773724	上記に拘りるもの以外 すべてのシャワーについて節水型自動温度調整付き		法		
/4	シャワーの制御	シャワーを採用	<b>※2</b>	1	節水型の自動温度調整付	5
	の方法	上記に掲げるもの以外	0		きシャワーを採用	"
		熱源機器の効率が90パーセント以上	15	(3)		
(3	3)熱源機器の	熱源機器の効率が85パーセント以上90パーセント未満	10	熱源	潜熱回収型給湯機も	
, -	効率	熱源機器の効率が80パーセント以上85パーセント未満	5	機器の	しくはヒートポンプ式	10
		熱源機器の効率が80パーセント未満	0	効率	給湯機を採用	
(4)	太陽熱を熱源と して利用	太陽熱利用量を給湯負荷で除した値に100を乗じ	る	(4)	太陽熱を熱源として利 用	10
(	5)給水予熱	予熱により上昇する水温の年間平均を使用湯温でとり 給水温の年間平均の温度差で除した値に100を乗			(5)給水予熱	5
		加算	70		 加算	80
N/ 1	井田邨の注画部	「給水栓による使用湯量を全使用湯量で除した値に40?		温た値		

<sup>※1</sup> 共用部の洗面所給水栓による使用湯量を全使用湯量で除した値に40を乗じて得た値 ※2 シャワーによる使用湯量を全給湯量で除した値に25を乗じて得た値

6) 昇降機 (別紙6)

ポイント法

77.0					
項目 措置状況		点数			
制御方式	可変電圧可変周波数制御方式 (電力回生制御あり) を1台以上採用	40			
	可変電圧可変周波数制御方式 (電力回生制御なし) を1台以上採用	20			
	上記に掲げるもの以外	0			
加算					

